公示送達

宮古都市計画事業田老地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定通知については、（同法第98条第５項及び第99条第２項の規定に基づき）送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成26年12月16日

宮古都市計画事業
田老地区土地区画整理事業
施行者　宮古市
代表者　宮古市長　山本　正徳

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岩手県下閉伊郡田老町大字乙部第１地割字荒谷72番地
氏名　中村ユキ子

2　通知の内容
文書番号　都第530―102号
平成26年10月24日
従前の宅地
町名及び字名　宮古市田老字館が森
地番　52
地目　宅地
登記簿地積　291.37㎡
基準地積　291.86㎡
仮換地
街区番号　21街区
画地番号　１画地
地積　279.53㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成26年11月５日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
別に定めて通知します。

注意１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

札幌市南区石山東二丁目二番三九号
株式会社石山不動産
代表清算人　大黒美也子

解散公告

当社は、平成二十六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

札幌市西区琴似二条六丁目一番一〇号
株式会社Ｉ・Ｓ・Ｋ
代表清算人　伊南　盛三

解散公告

当社は、平成二十六年十一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

北海道砂川市西六条北三丁目一番一号
株式会社砂川振興公社
代表清算人　丸山　健

解散公告

当組合は、平成二十六年十一月十八日、総組合員の同意により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

宮城県仙台市青葉区五橋一―一―一七仙台ビルディング駅前館二階
仙台茂庭メガソーラー九電工・広瀬組有限責任事業組合
清算人　株式会社九電工
職務執行者　田原　賢二

解散公告

当社は、平成二十六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

秋田県横手市杉沢字中杉沢四二四番地
日通横手運輸株式会社
代表清算人　飯詰　昌幸

解散公告

当社は、平成二十六年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県狭山市大字水野一〇五〇番地の一五
有限会社東久建設
清算人　佐久間伊津子

解散公告

当社は、平成二十六年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県川越市富士見町一五番地四アストレア川越四〇三号室
株式会社凌雲社
代表清算人　陳　燦安

解散公告

当社は、平成二十六年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

千葉県柏市旭町一丁目二番八号
株式会社大正軒
代表清算人　倉持　和徳

解散公告

当社は、平成二十六年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

千葉市美浜区高洲三丁目二〇番三八
園田商事株式会社
代表清算人　今村　節子

解散公告

当社は、平成二十六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

千葉県松戸市中金杉三丁目一六五番地
株式会社広報研究所
代表清算人　久保田修介